

## 公用自動車売買契約書（案）

- 1 番 号 三環総売 第6-01号
- 2 件 名 公用車の売却
- 3 売買代金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（ \_\_\_\_\_ 円）
- 4 引渡場所 青森県三戸郡南部町大字相内字屋敷久保121-8  
三戸地区衛生センター内
- 6 引渡期限 令和7年3月24日まで
- 7 契約保証金 \_\_\_\_\_ 円

上記の物品売買について、売出人 三戸地区環境整備事務組合 と買受人 \_\_\_\_\_ は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈45  
三戸地区環境整備事務組合  
管 理 者 工 藤 祐 直 印

買受人

印

## 売 買 契 約 条 項

(総則)

第1条 売出人（以下「甲」という。）及び買受人（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、この契約（この契約書及び入札要領等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 甲は、この契約の物品（以下「物品」という。）を乙に引き渡し、乙は、契約書記載の引渡期限（以下「引渡期限」という。）内に引き取り、その契約代金を支払うものとする。

3 物品を引き取るために必要な手段については、この契約書及び入札要領等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において行う。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約代金の納付)

第3条 乙は契約代金を甲の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに甲に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、乙が契約代金を完納したときに乙に移転する。

(物品の引渡時期)

第5条 物品の所有権が乙に移転した日以降の甲乙両者が定める日に、甲乙立会の上、当該物品をその所在する場所から乙に引き渡すものとし、乙はすみやかに引き取る義務を負うものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出するものとする。

(かし担保)

第6条 乙は、契約締結後、物品に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、契約代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(甲の契約解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 第9条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約代金の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 甲は、第7条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約保証金の帰属)

第8条 乙が、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が契約に違反し、それにより契約の履行が不可能となったとき。

(2) 甲が第7条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(不可抗力による損害)

第10条 甲及び乙は、天災その他の不可抗力により当該物品が滅失又は毀損した場合は、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲及び乙は、損害があっても、相手方にその損害の賠償を請求しないものとする。

(解除の効果)

第11条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

(解除に伴う返還金等)

第12条 甲は、第7条から第9条までの規定により契約を解除したときは、次に定める措置をとるものとする。

(1) 乙が支払った契約代金を返還する。

(2) 乙が負担した契約の費用は賠償しない。

(3) 乙が当該物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を求めることができる。

2 乙は、契約保証金を前項に規定する損害賠償の全部及び一部の予定と解釈してはならない。

(遅延利息の徴収)

第14条 乙の責に帰すべき理由により、乙がこの契約に基づく契約代金、違約金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

2 甲の責に帰すべき理由により、甲がこの契約に基づく損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙はその支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は第12条の規定により契約代金を返還する場合において、乙が違約金及び損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する契約代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙は責任を免れない。

(補則)

第18条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。